【資料１】

三木市就学前児童の人口、就園児数等の現状について

１　概要

現在、三木市の就学前児童の人口は緩やかに減少しているが、就園率が上がり、幼保一体化計画の策定時（平成２７年３月）の想定以上に市内で就園を希望する家庭が増加している。

２　要因

(1)　就労する保護者の増加

(2)　平成２８年度から開始した幼保一体化計画による認定こども園数の増加

(3)　平成２９年度に市の独自政策として、３歳児以上の保育料を無償化及び３歳児未満についても、保育料５０％の負担軽減を実施

(4)　令和元年１０月から国の幼児教育・保育の無償化により、３歳児以上の保育料が無償

(5)　低年齢のうちから子どもを預けようとする保護者の増加

３　課題

(1)　３号認定児（０・１・２歳児）の就園希望の増加に伴う希望園待ち児童の解消

(2)　教育・保育に携わる保育教諭の人材確保

【資料２】

よかわ認定こども園の民間運営について

１　概要

現在、公立で幼保連携型認定こども園として運営しているが、平成 27 年 3 月に策定した幼保一体化計画スケジュールに基づき、令和 4 年度から民間に運営を移行する。

２　運営する認定こども園

(1) 名　　称　　三木市立よかわ認定こども園（幼保連携型）
(2) 所 在 地　　三木市吉川町みなぎ台１丁目 31-4
(3) 開設年月日　　平成 29 年 4 月 1 日
(4) 敷地面積　　4,765 ㎡
(5) 建物の構造及び面積
　（既存園舎）　鉄骨造　平屋建て
　　延床面積　1,095 ㎡

３　民間運営移行年月日　　令和 4 年 4 月 1 日

４　選定方法

プロポーザル方式とする。

（理由）

市の幼保一体化計画に基づき、質の高い教育・保育を実践していく方策等について提案いただくプロポーザル方式を採用する。

５　応募資格

市内での就学前教育・保育の実績があり、地域との連携を行い、三木市就学前教育・保育共通カリキュラムに基づいた質の高い教育・保育を実践している事業者で、次の要件を満たすものとする。

(1)　市内に所在地を置く社会福祉法人又は学校法人
(2)　特定教育・保育施設（認可保育所又は私立幼稚園又は認定こども園）の運営経験を 5 年以上有するもの

(3)　適切な施設運営を行うための能力を有するもの

(4)　定員 70 人以上の規模を有するもの

6　土地・建物等について

(1)　土地無償貸与

幼保一体化計画に基づき、市が運営を委託する施設であるため、民間事業者への負担を求めないものとする。

(2)　建物有償貸与

建物については、他の民間運営者との均衡を考慮し、有償貸与とする。建物貸与額は、認定こども園法第 34 条第 1 項（公私連携幼保連携型こども園）に基づき、貸与額は、時価より廉価な額とする。

7　今後のスケジュール

(1) 説 明 会　　日　時：令和 2 年 12 月 8 日（火）午前 10 時～
　　場　所：三木市立教育センター３F　セミナー室１

(2) 現地見学会　　日　時：令和 2 年 12 月 14 日（月）午前 10 時～
　　（希望者のみ）

(3) 受付期間　　令和 2 年 12 月 21 日（月）～令和 3 年 1 月 20 日（水）
　　午前 9 時～午後 4 時

(4) 選定委員会（プロポーザル）
　　令和 3 年 1 月下旬　選定、事業者決定

【資料３】

志染保育所について

平成２７年３月に、すべての子どもたちを切れ目なく育て、質の高い就学前教育・保育などの提供を持続的に行うことを掲げ、「幼保一体化計画」を策定しました。志染保育所については、当初は令和４年３月で廃止としておりましたが、入園希望児童の増加等に伴い、平成２８年９月に計画を見直し、廃止時期を令和６年３月までの２年間延長しました。さらに、０～２歳児の受入れ確保が必要であると判断し、平成２９年１２月に廃園時期については、児童数等の動向により決定することに方針を変更しました。

今後も０～２歳児の就園希望の増加が見込まれること、緑が丘・青山・自由が丘地域からの受け皿として地理的条件が良いこと、令和５年度末には、市内の４つの幼稚園が廃園を予定しており、児童の受入れ確保策を講じる必要があることから、今後は、存続も含めて検討していきます。